

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

April 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパーズ(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパーズ
金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズ
プライスウォーターハウスクーパーズとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズ、または、プライスウォーターハウスクーパーズのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

組織再編成における事業関連性の判定

企業の組織再編行為が、税務上、適格組織再編成に該当することとされるカテゴリーの一つとして、共同事業を営むための組織再編成がありますが、その要件の一つとして、事業関連性に関する要件があります。これは、合併を例にした場合、被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業(被合併事業)と合併法人の合併前に営む事業のうちいずれかの事業(合併事業)とが相互に関連していることを要求するものです。この点、従前は、法令上事業関連性の要件として、単に「合併に係る被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業とが相互に関連するものであること」と規定されているのみであったため、どのような場合に被合併事業と合併事業とが相互に関連しているものと判断されるかが実務上明確ではありませんでした。

平成19年4月13日に公表された財務省令において、このような組織再編成税制における事業関連性の判定についての詳細な要件が定められました。本ニュースレターでは、その概要を紹介いたします。

1. 事業関連性の判定基準

新設された法人税法施行規則第3条の規定によれば、合併に係る被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業とが相互に関連しているものと判断するためには、以下の一および二の要件を満たす必要があります。

一 被合併法人および合併法人が合併直前においてそれぞれ以下の要件のすべてに該当すること

- イ 事務所、店舗、工場その他の固定施設¹を所有しまたは賃借していること
- ロ 従業者(役員にあっては、その法人の業務に専ら従事するものに限ります。)があること
- ハ 自己の名義をもって、かつ、自己の計算において以下のいずれかの行為をしていること
 - (1) 商品販売等²
 - (2) 広告または宣伝による商品販売等に関する契約の申込みまたは締結の勧誘
 - (3) 商品販売等を行うために必要となる資料を得るための市場調査
 - (4) 商品販売等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等についての申請または当該許認可等に係る権利の保有
 - (5) 知的財産権³の取得をするための出願もしくは登録(移転の登録を除きます。)の請求もしくは申請等、知的財産権等⁴の移転の登録(実施権および使用権にあっては、これらの登録を含みます。)の請求もしくは申請等または知的財産権もしくは知的財産権等の所有
 - (6) 商品販売等を行うために必要となる資産(固定施設を除きます。)の所有または賃借
 - (7) (1)から(6)までに掲げる行為に類するもの

二 被合併事業と合併事業が合併直前において以下に掲げるいずれかの関係があること

- イ 被合併事業と合併事業とが同種のものであること
- ロ 被合併事業に係る商品、資産もしくは役務(それぞれ販売され、貸し付けられ、または提供されるものに限ります。)または経営資源⁵と合併事業に係る商品、資産もしくは役務または経営資源とが同一のものまたは類似するものであること
- ハ 被合併事業と合併事業とが合併後に当該被合併事業に係る商品、資産もしくは役務または経営資源と当該合併事業に係る商品、資産もしくは役務または経営資源とを活用して営まれることが見込まれていること

なお、被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業とが、合併後に被合併事業に係る商品、資産もしくは役務または経営資源と合併事業に係る商品、資産もしくは役務または経営資源とを活用して一体として営まれている場合には、当該被合併事業と合併事業とは、上記に掲げた二の要件に該当するものと推定されます。

¹ その本店または主たる事務所の所在地がある国または地域にあるこれらの施設をいいます。

² 商品の販売、資産の貸付けまたは役務の提供で、継続して対価を得て行われるものをいい、その商品の開発もしくは生産または役務の開発を含みます。

³ 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいいます。

⁴ 知的財産権(実施権および使用権を含みます。)のうち、商品販売等を行うために必要となるものをいいます。

⁵ 事業の用に供される設備、事業に関する知的財産権等、生産技術または従業者の有する技能もしくは知識、事業に係る商品の生産もしくは販売の方式または役務の提供の方式その他これらに準ずるものをいいます。

2. 合併以外の組織再編行為への準用等

上記の規定は、分割、現物出資、株式交換および株式移転の共同事業要件における事業関連性の判断においても準用されます。また、適格合併等に係る欠損金の繰越しおよび欠損金の引継ぎの規定において被合併等事業と合併等事業が相互に関連するものに該当するかどうかの判定を行う際にも準用されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788
高野公人		03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
マーク・リム		03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	トム・ビッドウェル	03-5251-6604	tom.bidwell@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	左右浩正	03-5251-2481	hiromasa.sayu@jp.pwc.com
	ギーター・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com
遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com	